

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

- 一 に関する法律施行細則
- 二 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例施行規則

### 規則

## 規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則及び福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例施行規則をここに公布する。

平成二十一年六月二日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第六十一号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(認定の申請に必要と認める図書)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。)第二条第一項の所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第五条第一項から第三項までの規定による認定の申請に係る住宅(以下「認定申請住宅」という。)が知事が指定する機関により法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していると認定された場合 当該機関が発行するその旨を証する書類
- 二 認定申請住宅の全部又は一部が住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関により品確法第三十一条第一項の住宅型式性能認定(以下単に「住宅型式性能認定」という。)を受けた型式に適合する場合であって、当該住宅型式性能認定が法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準の全部又は

一部に適合するとき 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号。以下「品確法省令」という。)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書(以下単に「住宅型式性能認定書」という。)の写し

三 認定申請住宅の全部又は一部が品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等(以下単に「認証型式住宅部分等」という。)である場合であって、当該認証型式住宅部分等が法第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準の全部又は一部に適合するとき 品確法省令第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写し

四 認定申請住宅に係る長期優良住宅建築等計画が法第六条第一項第三号に掲げる基準に適合すると市町村又は景観行政団体(景観法(平成十六年法律第百十号)第七条第一項の景観行政団体をいう。)が認めた場合 その旨を証する書面の写し

(認定の申請に不要と認める図書)

第二条 省令第二条第三項の所管行政庁が不要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 住宅型式性能認定書の写しを添えた場合 当該住宅型式性能認定書において、品確法省令第六十四条第一号イ(3)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書
- 二 型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合 当該型式住宅部分等製造者認証書において、品確法省令第六十四条第一号ロ(4)の規定により住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係る図書

(認定を受けた計画の取りやめ)

第三条 法第十四条第一項第二号の認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出は、取りやめ申出書(第一号様式)により行うものとする。

(工事完了報告)

第四条 法第十条に規定する認定計画実施者は、同条第二号に規定する認定長期優良住宅の建築に関する工事が完了した場合は、工事完了報告書(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 一 様式(第三号様式)

取 り や め 申 出 書

年 月 日

福島県知事

認定計画実施者の住所又は主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称 ㊦

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定（第8条第2項において準用する第6条第1項の認定・第8条第1項の変更の認定）を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全については、下記のとおり取りやめますので、申し出ます。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 取りやめた理由

備考

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名をあわせて記載してください。
- 2 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合において、押印を省略することができます。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

第2号様式（第4条関係）

工事完了報告書

年 月 日

福島県知事

認定計画実施者の住所又は主たる事務所の所在地  
認定計画実施者の氏名又は名称

㊦

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の認定（第8条第2項において準用する第6条第1項の認定・第8条第1項の変更の認定）を受けた長期優良住宅建築

等計画に係る住宅の建築に関する工事が完了したので報告します。

記

- 1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
- 2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
- 3 敷地の地名地番
- 4 認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事が完了したことを確認した建築士等  
氏名（級）建築士（ ）登録第 号  
氏名（級）建築士事務所（ ）知事登録第 号  
名称  
所在地

備考

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名をあわせて記載してください。
- 2 報告者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合において、押印を省略することができます。
- 3 4の項目については、建築士法第2条第7項に規定する工事監理を行う場合のみ記載してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。

（建築指導課）

福島県規則第六十二号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例施行規則

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例（平成二十一年福島県条例第四十九号）第二条第一項の規則で定める額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第二項から第三項までの規定による同条第二項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下単に「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請者（次号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
-----	-----------

一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。）第四条第一号の一戸建ての住宅をいう。以下同じ。）

一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等（省令第四条第二号の共同住宅等をいう。以下同じ。）

一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等

二 知事が指定する機関により法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していると認定された住宅に係る法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請者から徴収する手数料 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき八、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五九三、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、〇一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一、八八〇、〇〇〇円

一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等

一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等

三 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者（次号及び第五号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次の表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき二四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき八五、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一六六、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき二九七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五〇九、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき九四〇、〇〇〇円

四 法第八条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分について知事が指定する機関により法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合していると認定された住宅に係る法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者（次号に規定する申請者を除く。）から徴収する手数料 次表の上欄に掲げる申請に係る住宅の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額

住 宅	手 数 料 の 額
一戸建ての住宅	当該一戸建ての住宅一戸につき四、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が六戸以上十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一二、〇〇〇円
一棟の総住戸数が十一戸以上三十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき一七、〇〇〇円
一棟の総住戸数が三十一戸以上五十戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき三〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が五十一戸以上百戸以下の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき五〇、〇〇〇円
一棟の総住戸数が百一戸以上の共同住宅等	当該共同住宅等一棟につき八一、〇〇〇円

五 法第九条第一項の規定により譲受人を決定した場合における法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請者から徴収する手数料 申請一件につき二、〇〇〇円

附 則

この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。

（建築指導課）